

令和 7 年 3 月 19 日

行田市議会議長
町田光様

提出者

行田市議会議員 橋本祐一
行田市議会議員 木村博
行田市議会議員 斎藤博美
行田市議会議員 岩崎彰

議案の提出について

下記議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により
提出します。

記

件名 行田市議会会議規則の一部を改正する規則

理由 地方議会における議会等に係る手続のデジタル化を可能とする
地方自治法の改正を踏まえ、全国市議会議長会が定める「標準市議会
会議規則」が改正されたことから、用語の整備及び従来の文書による
手続にオンラインによる方法等を加えるため、規則の一部を改正する
ものである。

議第5号

行田市議会会議規則の一部を改正する規則

行田市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に、「第166条」を「第165条の2」
—「第166条」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、
同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要する
ときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「文書」の次に「又は口頭」を加える。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同
項に次のただし書きを加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「点呼に応じて」を「指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に
投入する」を「投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、
議長が定める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第55条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ
」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第27条から第31条まで」を「第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで」に改める。

第76条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第2項中「又は録音機器」を「その他議長が適当と認める方法」に改める。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、行田市議会委員会条例（昭和42年条例第38号。以下「委員会条例」という。）第15条の2の規定により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含むものとする。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の規定により委員外議員がオンラインによる方法で説明し、若しくは意見

を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行なうことができない。この場合において、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでとする。

第125条の見出しを「（答弁書の配布）」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第129条に次のただし書きを加える。

ただし、委員会条例第15条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「第28条から第31条まで」を「第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで」に改める。

第137条ただし書き中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条中「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。この場合において、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。

第141条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の規定により紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第142条第1項中「意見を付け、議長」を「議長」に改め、同条第2項中「結果」の次に「の報告」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第149条を次のように改める。

(決定の通知)

第149条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第151条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第156条の見出しを「(資料等の配布許可)」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第160条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第8章中第166条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第165条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項におい

て「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき(第20条、第66条、第86条、第125条及び第140条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもの)の閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置を採るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発した時のいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第165条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行なうことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行田市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1節 総則 (第90条—第94条の2)	第1節 総則 (第90条—第94条)
第8章 補則 (第165条の2—第166条)	第8章 補則 (第166条)
(会議時間)	(会議時間)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するとき</u> その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。	
4 (略)	3 (略)
(出席催告)	(出席催告)
第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書 <u>又は口頭</u> をもって行う。	第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書をもって行う。
(一事不再議)	(一事不再議)
第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、 <u>再び</u> 提出することができない。	第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は <u>再び</u> 提出することができない。
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

改正後	改正前
<p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならぬ</u>。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。</p>	<p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する</u>。</p>
<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>
<p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、議長の<u>指示に従って</u>、順次、<u>投票する</u>。</p>	<p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、議長の<u>点呼に応じて</u>、順次、<u>投票を備付けの投票箱に投入する</u>。</p>
<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に</u>関し必要な事項は、<u>議長が定める</u>。</p>	<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を<u>聴き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
(委員会の審査又は調査期限)	(委員会の審査又は調査期限)
第44条 (略) 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、 <u>議会</u> において審議することができる。	第44条 (略) 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、 <u>会議</u> において審議することができる。
(委員会の中間報告) 第45条 (略) 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 <u>議会の承認を得て</u> 、中間報告をすることができる。	(委員会の中間報告) 第45条 (略) 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
(発言内容の制限) 第55条 (略) 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、 <u>発言を禁止</u> することができる。 3 (略)	(発言内容の制限) 第55条 (略) 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は <u>発言を禁止</u> することができる。 3 (略)
(表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を <u>採ろう</u> とするときは、表決に付する問題を宣告する。	(表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を <u>とろう</u> とするときは、表決に付する問題を宣告する。
(起立による表決) 第70条 議長が表決を <u>採ろう</u> とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	(起立による表決) 第70条 議長が表決を <u>とろう</u> とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

改正後	改正前
<p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならぬ</u>。</p>	<p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならぬ</u>。</p>
<p>(投票による表決)</p>	<p>(投票による表決)</p>
<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>	<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(選挙規定の準用)</p>	<p>(選挙規定の準用)</p>
<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条</u>の規定を準用する。</p>	<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条</u>の規定を準用する。</p>
<p>(簡易表決)</p>	<p>(簡易表決)</p>
<p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならぬ</u>。</p>	<p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならぬ</u>。</p>
<p>(表決の順序)</p>	<p>(表決の順序)</p>
<p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならぬ</u>。</p>	<p>第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならぬ</u>。</p>
<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論</p>	<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論</p>

改正後	改正前
を用いないで会議に諮って決める。	を用いないで会議に諮って決める。
3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。	3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第80条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</u>	第80条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</u>
2 (略)	2 (略)
(会議録の記載事項)	(会議録の記載事項)
第85条 (略)	第85条 (略)
2 議事は、速記法 <u>その他議長が適当と認める方法</u> によって記録する。	2 議事は、速記法 <u>又は録音機器</u> によって記録する。
(会議録の配布)	(会議録の配布)
第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。	第86条 会議録は、議員及び関係者に配布 <u>（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）</u> する。
<u>(出席委員に関する措置)</u>	
第94条の2 この章における出席委員には、行田市議会委員会条例（昭和42年条例第38号。以下「委員会条例」という。）第15条の2の規定により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含むものとする。	
(動議の撤回)	(動議の撤回)

改正後	改正前
<p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。<u>この場合において、会議の議題となる前ににおいては、委員長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p>
<p>(委員外議員の発言)</p>	
<p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p>	<p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p>
<p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p>	<p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p>
<p>3 前2項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</p>	
<p>4 前項の規定により委員外議員がオンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p>	
<p>(委員長の発言)</p>	
<p>第118条 (略)</p>	<p>第118条 (略)</p>
<p>2 委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。この場合において、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでとする。</p>	
<p>(答弁書の配布)</p>	<p>(答弁書の朗読)</p>
<p>第125条 市長その他の関係機関が質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において</p>	<p>第125条 市長その他の関係機関が質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において</p>

改正後	改正前
<p>答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。この場合において、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u></p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、委員会条例第15条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならぬ</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p>	<p>答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u></p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならぬ</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p>

改正後	改正前
第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、 <u>第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。</u>	第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、 <u>第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。</u>
(簡易表決)	
第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を <u>採らなければならぬ</u> 。	第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を <u>とらなければならぬ</u> 。
(表決の順序)	
第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>採る</u> 。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。	第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>とる</u> 。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を <u>採る</u> 。	2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を <u>とる</u> 。
(請願書の記載事項等)	
第139条 (略)	第139条 (略)
2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>並びに法人</u> の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、 <u>法人</u> の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
3・4 (略)	
5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の <u>許可</u> を得なければならない。	5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の <u>承認</u> を得なければならない。
6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。この場合において、会議の議題となる前に	

改正後	改正前
<u>においては、議長の許可を得なければならない。</u>	
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第141条 (略)	第141条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u>	
4 <u>前項の規定により紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	
(請願の審査報告)	(請願の審査報告)
第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>議長</u> に報告しなければならない。	第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>意見を付け、議長</u> に報告しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 <u>委員会は、必要があると認めるとときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u>	
3 <u>採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</u>	2 <u>採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</u>
(陳情書の処理)	(陳情書の処理)
第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので <u>議長が必要があると認める</u> ものは、請願書の例により処理するものとする。	第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、 <u>その内容が請願に適合する</u> ものは、請願書の例により処理するものとする。

改正後	改正前
<u>(決定の通知)</u>	<u>(決定書の交付)</u>
<p><u>第149条</u> 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	<p><u>第149条</u> 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</p>
<u>(携帯品)</u>	<u>(携帯品)</u>
<p><u>第151条</u> 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物</u>であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p>	<p><u>第151条</u> 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。</p>
<u>(資料等の配布許可)</u>	<u>(資料等印刷物の配布許可)</u>
<p><u>第156条</u> 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>	<p><u>第156条</u> 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>
<u>(代理弁明)</u>	
<p><u>第160条の2</u> 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</p>	
<u>(電子情報処理組織による通知等)</u>	
<p><u>第165条の2</u> 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」とい</p>	

改正後	改正前
<p>う。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p>	
<p>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p>	
<p>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</p>	
<p>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第20条、第66条、第86条、第125条及び第140条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもの）閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をできる措置を探るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。</p>	
<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定しているものを第1項又は第2項の電子</p>	

改正後	改正前
<p><u>情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	
<p><u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>	

(電磁的記録による作成等)

第165条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。